

平成28年度第3回練馬区いじめ等対応支援チーム

開会年月日 平成29年3月8日（水）

場 所 教育委員会室

【芝田教育指導課長】

ただいまより、平成28年度第3回のいじめ等対応支援チームを開会する。議事に入る前までの進行を務めさせていただく。

それでは、初めに河口浩教育長よりご挨拶申し上げます。

【河口教育長】

改めまして、こんばんは。年度末、また学期末の大変お忙しい中、お集まりをいただきありがとうございます。本日は今年度第3回目のいじめ等対応支援チームということで開催をさせていただいた。

前回12月14日に開催をさせていただいて、とりわけ保護者・地域と連携したいじめ防止の取組の推進というテーマでいろいろとご意見をいただいた。皆様から頂いた貴重なご意見を踏まえ、このいじめ等対応支援チームとして何か提言ができたらということを前回申し上げ、今回事務局としての案をまとめさせていただいた。本日はその提言と、いじめ対応方針の一部変更について提案させていただき、ご意見を頂戴できればと思っている。

いじめの問題は、毎回申し上げていることではあるが、風化しやすい部分もあり、常に危機感をもっておこななければならない問題である。今、全国でも様々な場面で報道がされているが、依然としていじめはなくなっていない。また、各学校でも決してなくなっていないということを感じる。やはり我々としては、それに対してしっかりと正面から向き合って、常に新しい対応を考えていかなければならないと思っているので、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴できればと思っている。どうぞよろしくご意見申し上げます。

【芝田教育指導課長】

それでは、この会の趣旨、会議の公開、議事録の公開については、もう3回目になるので、割愛させていただく。

それでは、次に本日の配付資料、議事について、事務局から確認をお願いする。

【事務局】

(配布資料および議事についての説明)

【芝田教育指導課長】

それでは、これより議事に入る。ここからは河口教育長が進行を務める。教育長、お願いする。

【河口委員長】

それでは、議事を進めていく。

冒頭申し上げたように、今日は保護者・地域と連携したいじめ防止の取組の推進に向けてということで、前回は踏まえて案を事務局で作成したので、それを基にして協議を進めさせていただきたいと思う。

まず、いじめ等対応支援チームからの提言案というものが、資料2として提出されているので、この説明を事務局からお願いする。

【事務局】

(資料2の説明)

【河口委員長】

前回、いろいろとご意見を頂戴した内容をまとめたということで、今、説明があった。まず校外におけるいじめ認知の促進ということで3つ、また児童生徒の健全育成の充実ということで3つ、あわせて6つの提言について説明があった。それぞれの各委員のお立場でこれをご覧いただき、支援チームとしての提言としてこれでよいかどうか、また付け加えることがあるか、また表現について等、ご意見があれば遠慮なく仰っていただければと思う。

もし訂正等があれば、この場で訂正できるものは訂正をし、事務局の方にお任せいただく部分はお任せいただいて、提言としてこの会議で確認をしていただければありがたいと思っているのでよろしく願います。

いかがか。

【関委員】

校外でのいじめについては、素早く発見するということが大事であり、この提案そのものがまとまっていて素晴らしいと思った。

実は先週保護者から相談を受けた。小学校2年生が、下校の際、雨上がりに何人かが1人の子に対して、傘に水たまりの水を入れろと言っていた。その後、水を入れられた子が怒って傘を壊した。その瞬間を見た保護者から、学校の先生に言った方がよいでしょうかという相談があった。まさに地域での出来事であるが、保護者も外でいじめなどを見かけたときに、こういうことは学校に言ってもよいのかどうか迷ってしまうようだ。私は相談のあった保護者に、そのことは学校にお伝えした方がよろしいのではないかと返答した。

だから、この提言ができたときに、一般の保護者の方にも分かりやすく周知できるとよいと思った。

【河口委員長】

この提言を受けて、どのように具体的にやっていくかということに関して、今、貴重な実例を踏まえたお話をいただいたと思っている。校外におけるいじめについての学校への円滑な情報伝達というものが仕組みとしてできるかどうか難しいところもあるが、提言の中にしっかりと位置付けて、具体的な方策をいじめ等対応支援チームで考えていくという方向になるかと思っている。

他にいかがか。

【熊野委員】

認知を促進するためには、どこに伝えるのかを明確にした方がよいと思う。学校のどこに言えばよいのが分からないのが現状であると思っている。そういう窓口をどのように周知して、学校にそういう窓口をどのような形でもって設置するのかということも重要な視点ではないかと考えている。

【土屋委員】

共通することであるが、3番の「校外におけるいじめの情報が、積極的かつ円滑に学校に伝達されるための仕組みを整備」とあるが、これだとよく分からないと思う。例えば、

校外におけるいじめの情報は、すぐに学校（職員室）に連絡すると具体的に示すのはどうか。他のところは結構具体的であるが、この3番だけは読んだときに保護者にとっては分かりづらいという感じがする。もう少し具体的な言葉で明記されていると、より分かりやすいと思う。

【河口委員長】

事務局としては、これを提言することによって、学校側に負担感があってはいけないという思いもある。頻繁に何でも学校に連絡が来るとちょっと対応が難しいのではないか。

そもそも今回のこの提言については、学校だけではなく地域や保護者の方々にも、いじめの問題について共通の認識をもって子供に対して対応してもらうことが主眼である。家庭で起きたこと、地域で起きたことを全て学校に伝えるということは本旨ではない。だから、今話題に上がっている仕組みについては、慎重に考えていかなければならない。確かに全体の文章の流れや内容の程度からすると、3番目はやや抽象的というところもあるので、よい表現があったらご意見をいただきたい。

保護者の立場ではいかがか。こういう提言をこのチームで発信していくが、保護者の立場から、もう少し表現を分かりやすくした方がよいとか、あるいはもう少し具体的な方がよいとかご意見はあるか。提言であるので、具体的なやり方というのはこれから皆さんで協議して決めていくことである。あまり細かい表現もいかがかと思うが、何かご意見あればお寄せいただければと思う。

【河口委員長】

それでは、認知促進に向けての3番の「校外におけるいじめの情報が積極的かつ円滑に学校に伝達されるための仕組みを整備し、地域と学校が一体となっていじめ防止に取り組む意識を醸成する」という文について、情報伝達の仕組みをもう一步踏み込んだ形で書けるかどうかについてはいかがか。さきほど、委員からも職員室と書いたらどうかとあったが。

【土屋委員】

やはり、一番動きやすいのは職員室だと思う。

【村田委員】

学校と書いておけば自然と職員室につながるの、このままでよいのではないか。

【松延委員】

いじめ等の情報が学校に入った場合、現場の近くの他の小中学校に情報提供ができるのではないと思うので、これでよいという気がする。一方、具体的にになると、確かに学校に任せきりというか、負担をかけ過ぎることになるとも思う。

【河口委員長】

この提言はあくまでも提言である。これを受けて今度は教育委員会として、学校の皆さん方、PTAの皆様方と協議をして、具体的な手法について協議して決めていかななくてはいけない。提言としてはこのレベルにさせていただいてよろしいか。

提言について、ほかに何かご意見はあるか。

【芝田教育指導課長】

周知の方法についてご意見いただいた。保護者の方に対しては、学校を通じてこの提言を配布するという事は可能である。学校に子供がいる保護者の方は知ることはできるかもしれないが、それ以外の地域の方にも周知する必要がある。だから、周知の方法、例えばホームページに掲載するであるとか、あるいは教育だよりで誌面をいただくとか、できるだけ広範囲に知ってもらえるような方法を工夫できればと考えている。

【河口委員長】

周知するときに、いじめ等対応支援チームとはどのような機関であるかを必ず明記していただきたい。どのようなことを背景にして、こういうものが立ち上がり、どういうメンバーが議論してきてこの提言に至ったのかということ、簡単に読む人が分かる形で周知していただきたいと思うので、よろしく願います。

【金木副参事】

校外におけるいじめの認知の促進のところ、1番と2番の順番であるが、2番の内容の、まずコミュニケーションを学校と地域の人が図った上で1番の内容になるというイメ

一ジをもった。地域の人と学校、教職員が知り合うところがまず大事であるというふうに思ったが、いかがか。

【河口委員長】

ただ今の委員のご意見はどうか。異論がなければ入れ替えよう。

【事務局】

本日欠席の委員から、事前のご意見として頂いているので紹介する。校外におけるいじめ認知の促進と児童生徒の健全育成の充実という項目が逆ではないかというご意見もいただいた。今、順番というところであったので、添えさせていただく。

【熊野委員】

ただ、この2つの柱については、順番性というよりも、同時進行するものと考えられるが。

【事務局】

時間的な順序性というのは、あまり意識していない。健全育成に向けてというところに4、5、6とあるが、これには特に時間的な順序性はない。1、2、3、4、5、6と数字を振ったのは、この協議の中で便宜的に数字を使っているだけであるので、より分かりやすい表記の仕方があれば変更も全く構わないと思う。

【河口委員長】

皆さん、どうか。1と2は入れかえようという話はまとまった。その他の項目で意見はあるか。特にご意見ないようであれば、これでよいか。

それでは、練馬区のいじめ問題対応方針について、ある程度この提言を受けた形で方針を変えることになる。変更案を資料3でお示しをしているので説明をお願いする。

【事務局】

(資料3の説明)

【河口委員長】

資料3で説明をさせていただいた。変更点は多くないので、全部まとめてご意見いただく。いかがか。

小中学校PTA連合協議会という名前が出てきたがどうだろうか。

プロジェクトへの協力はどういう意味なのか。

【事務局】

例年、実施しているいじめ防止の啓発事業であるシンボルマークや標語づくり、またその選考に当たり、学校や関係各課にもご協力いただいているところであり、そこに支援チームの委員の方に協力いただく、あるいは別の方に協力いただく形で、保護者の方にもこの選考に入っていただくことはできないかというイメージである。

【河口委員長】

ということだそうだが、よろしいか。PTAという名前が出てくるのはここだけか。

【事務局】

そうである。

【松延委員】

PTA連合協議会の名前が載るのは別に構わないと思うが、加盟されていない学校はどうすればよいか。

【河口委員長】

加盟されていない学校はどうするのか。P連を通じた協力を推進するのか。

【事務局】

そうである。審査員に入っていただくということである。

【河口委員長】

学校には、毎年実施するいじめ一掃組月間の中で、いじめ防止ポスターや、標語など

4つの内容から一つを指定して取り組んでもいい、優秀な作品には賞を与えている。その審査についても、できればP連を通して、保護者の委員を出していただいて、協力してもらいたい、そのプロセスも含めてぜひ本事業を知ってもらえないかという趣旨のようである。

【松延委員】

加盟していない学校には何も情報がおりにこないのか。

【河口委員長】

どうしても審査委員をお願いするに当たっては、P連を通さざるを得ない。

このことについては文面を書き変える。

【河口委員長】

「いじめ事態の」とあるが、「事態」という言葉は法律用語か何かで出てくる言葉であるのか。

【事務局】

生活指導担当者研修会でご意見いただいたときに、いじめ改善という言葉は違和感があるとあった。

【嶋崎副委員長】

普通は、「いじめ問題」というように使う。

【河口委員長】

ここで事態を使うと、ほか全部のいじめに事態をつけないといけない。

【嶋崎副委員長】

いじめの状態が起こってしまっているというのが前提での文章だ。事態という言葉が、それほど一般的な言葉ではない。

【風間所長】

いじめの事態の改善と言ってはだめなのか。いじめ事態という言葉は、何となくやはり違和感がある。

【河口委員長】

学校ではいじめ事態という言葉を使うか。

これについても考える必要がある。

【嶋崎副委員長】

6ページのちょうど真ん中の教育相談の充実について、とても大事なことが書かれているが、言葉の意味が分かりにくいところがある。1項目にある校内環境については、おそらく子供たちと教師の人間関係がよいとか、相談できる場所があるとか、時間を確保するとか、そういったことを想定していると考える。この校内環境という言葉と、3項目にある多面的な相談体制という言葉の違いが分かりづらい。多面的な相談体制は、おそらくいろいろな人がいろいろな形で計画的に相談を実施したり、日常的な触れ合いの中で実施しりという意味だと思うが、読む人には分かりにくい。何かよい言葉がないかと思ったがなかなかない。学校の先生方にとってはいかがか。校内環境の整備、工夫と多面的相談体制で、皆さん、分かっていただけか。

【河口委員長】

もうちょっとイメージが湧くような表現というのは必要なのか。

【金木副参事】

児童生徒が相談しやすい校内の環境というハードの部分、例えば教育相談室だとか、そういう環境の施設面のこと。もう一つは誰にでも相談できるという体制のことだと思う。そのあたりを1つにするような形のほうが、はっきりするのではないかと思う。

【河口委員長】

これは、スクールカウンセラーと心のふれあい相談員だけでよいのか。

【事務局】

誰でも相談できる。

【河口委員長】

お話を踏まえて、これも検討させていただきたい。

スクールソーシャルワーカーは特に触れていないがよいか。

【風間所長】

スクールソーシャルワーカーは、学校外の実組でもあるので特に触れていないのではないかと。

【河口委員長】

学校ではなく、教育委員会にしたらよいと考える。

現在、既にスクールソーシャルワーカーを随分配置して支援しているから、そういう表記が全くないというのはどうなのか。どこかに入れてよいのではないかと。教育委員会の取組の中でもよいか。いじめにはほとんど関わっていないということなのか。

【風間所長】

主に不登校問題に、関わっている。

【金木副参事】

そもそもの定義からすれば、いじめも関係する。

【河口委員長】

これは、いつごろ各学校に提示するつもりか。

【事務局】

今年度中である。

【河口委員長】

今月中ということか。

【事務局】

そうである。

【河口委員長】

今いただいた意見については、事務局で表現を考えてみて、改めて各委員には修正版をお送りする。もしお気付きの点があった場合には、今週中、明日、あさってぐらいまでに意見をお寄せいただきたい。それを基に、来週中に事務局で修正したものを、お送りさせていただいて、またそれをフィードバックして確定させていただくという段取りでよろしければ、そのようにさせていただきたいと思う。

新しく追加したところだけではなく、副委員長が仰ったように、今まで明記していた部分についても見直しをしていくということが必要なので、お気付きの点があればお寄せをいただければありがたい。

それでは、この案件については以上である。

それでは、いじめ防止実践事例発表会の様子について、事務局から説明していただきたい。

【事務局】

(資料6の説明)

【河口委員長】

毎年実施しているいじめ防止実践事例発表会の報告である。いろいろご協力いただいた皆様方には、本当に心からお礼を申し上げたい。

会のもち方、あるいは今後に向けて、もし何かご意見があったらお寄せいただければと思うがいかがか。

今回、撲滅宣言をつくったが、これをどのように周知するのか。ポスターは各学校にもお渡ししているのか。

【事務局】

ポスターを各学校に配布している。またクリアファイルに作品を掲載し、平成29年度のいじめ一掃取り組み月間に合わせて、10月ごろに配布する予定である。

【河口委員長】

今回は、グループ、学級、学校で一生懸命考えてまとめて出してくれた作品がたくさんあり、それがとても印象的だった。

今回のいじめ防止実践事例発表会はココネリホールで行われたが、生涯学習センターだと何人収容できるのか。

【事務局】

350人ほどである。

【河口委員長】

同じぐらいは入るのか。

来年度の募集作品は何か。

【事務局】

いじめ防止シンボルマークである。

【河口委員長】

いじめ防止シンボルマークを子供たちは一生懸命に考えると思う。たくさんの応募があると思うので、楽しみにしている。また、実践事例もよりバラエティに富んだ取組がなされることを期待したい。

案件は以上である。皆様方から何かいじめ問題に関して情報交換、あるいは情報共有しておいた方がよいことがあったら、お話しいただければと思う。

【河又委員】

前回、欠席して今回の流れが把握できなくて申し訳なかった。いじめ防止ポスターのクリアファイルの下方に学校外の相談窓口が記載されているが、どれぐらい電話がかかって

きているか。先ほどの地域の方からの連絡先に関わると思う。

【風間所長】

教育相談室には、いじめに関する電話による相談がある。また、いじめに関するメール相談について、「子供相談カード」を作成して児童生徒に周知した。ホームページからも閲覧できるようにした。

【河口委員長】

大泉など他の学校教育支援センターではどうか。電話などはあるか。

【風間所長】

いじめの相談があった場合には必ず自分のところに報告が上がるようになっている。1カ月に1回程度はそういう報告が上がっている。

匿名での相談が多いので、できれば学校名だけでも教えてくださいという形で対応させていただいているところである。

【河又委員】

守秘義務等もあると思うが、学校教育支援センターに相談があった案件について学校が分かればその学校へ連絡をすることは可能なのか。

【風間所長】

いじめに関係する相談があった場合は、指導主事を介して連絡をさせていただいている。特に、匿名の電話だと、それが事実かどうかが分からない状況であるが、そういう相談があったという情報は提供させていただいている。

【大場部長】

メールによる相談はどれぐらい行われているか。

【風間所長】

いじめに関するメールによる相談は、平成28年度はなかった。子供相談カードを配って、この3月に1通の相談があった。

【河又委員】

それは地域の方からか、本人からか。

【風間所長】

本人と思われるが、保護者の可能性もある。

【河口委員長】

それでは、最後に事務連絡をお願いします。

【事務局】

(事務連絡を伝える)

【河口委員長】

それでは、特になければこれで終わりとさせていただきたいと思う。

— 了 —